



「安中市営すみれヶ丘霊園」区画墓地の募集要件が変わります

☎困市民課すみれヶ丘聖苑(☎382-2554)

市営すみれヶ丘霊園は、区画墓地の第2期募集として随時申請を受け付けていますが、5月31日でいったん受付を終了し、6月から要件を変更したうえで、あらためて募集します。

6月からの市営墓地の募集についてお知らせします

募集の変更は区画墓地のみです。これまで、使用対象者は焼骨を有していることが条件でしたが、市民でかつ祭祀の主宰者(予定も含む)であれば、焼骨の有無に限らず申請できます。募集内容は次のとおりです。

■申請期間および方法

期間 6月2日(月)～7月14日(月)

方法 必要書類を次の申請窓口に提出してください

■申請窓口

すみれヶ丘聖苑事務所・困市民課市民生活係・☎住民福祉課市民係

※困と☎は土日祝日閉庁、すみれヶ丘聖苑は「友引」が休業日です

■申請対象者

市民であり、かつ使用許可日から3年以内に墓石などを建てられること

■募集施設

区画墓地(指定された区画に墓石などを建立し、焼骨を納める一般的な墓地)

種 別	募集区画数	永代使用料	年間管理料
第1種区画(5㎡)	30区画	300,000円	3,850円
第2種区画(3㎡)	150区画	200,000円	2,310円

※区画墓地は年間管理料を毎年納付していただきます

※使用者、場所の選定は抽選となるため、先着順ではありません。期間内に余裕をもって申請してください

※使用区画の指定および決められた区画の変更はできません

■必要書類

- ・安中市営すみれヶ丘霊園 申請チェックリスト
- ・区画墓地使用許可申請書(様式第1号)
- ・申請者の住民票の写し(本籍記載のもの)

■募集案内の配布

- ・配布時期 5月19日(月)から
- ・配布場所 すみれヶ丘聖苑、困市民課市民生活係、☎住民福祉課市民係、☑環境政策課、光陽館、ゆうあい館、各地区公民館・生涯学習センター、市HP

■注意事項

※霊園の申請ができるのは原則、祭祀の主宰者に限ります

※祭祀の主宰者とは、焼骨の葬儀の喪主、法事の施主を務めた人、祖先の祭祀を引き継ぐ人など、焼骨を守る立場にある人です

※「住民票の写し」は、発行日から6か月以内の原本提出が必要です。ご注意ください

■抽選会について

抽選会は、公平性の確保のため公開とします。

☐8月2日(土) ☑午前10時～ ☑☎305会議室

※納骨堂と合葬墓は、第2期募集と同様に随時募集します。募集要件、条件に変更はありません